

県営住宅寿団地 A 号館【新築住宅】

(募集戸数 8 戸 / 2DK-6 戸・3DK-2 戸)

入居者公募のご案内



※令和 7 年度より 2 期工事が着手される予定です。

※北側イメージ図

公募期間

- 令和 7 年 7 月 14 日 (月) から 令和 7 年 8 月 12 日 (火) まで

申し込み先

- 〒400-0031 甲府市丸の内 2 丁目 14-13 (ダイタビル内 1 階)
山梨県住宅供給公社 住宅管理課

TEL 055-237-1656

認定基準をはじめ、いろいろな要件があります。このパンフレットをお読みになってお申込みください。

山梨県住宅供給公社

●県営住宅寿団地（A号館）新築住宅完成に伴い新規入居者を募集します。

1 日程等

公募期間	入居公開抽選及び説明会	鍵渡し日
令和7年7月14日（月）から 令和7年8月12日（火）まで	令和7年8月23日（土）	令和7年10月1日（水）

2 公募住宅の概要

団地名・所在地	号館	構造	規格	募集戸数	※住戸専用面積
県営住宅 寿団地 富士吉田市上暮地1丁目8-1	A号館	鉄筋コンクリート造 6階建	2DK	6戸	約53㎡
			3DK	2戸	約62㎡

※住戸専用面積…バルコニー、共用部分の面積は含みません。

3 申込みの資格

次の全ての要件を満たしている方のみお申し込みができます。

	要件
1	申込時に国内に居住していること。
2	住宅に困窮していること（持ち家のない方・現在公営住宅に入居していない方等）
3	法令で定められた基準内の収入（収入基準）以内であること。 収入基準以内とは、認定月額が158,000円以下の世帯となります。 ただし、裁量階層世帯は認定月額が214,000円以下又は、259,000円以下となります。 （認定月額の計算方法は、2ページをご確認下さい）
4	世帯を構成していること。 ※単身者入居可能住戸の募集はありません。
5	日本国籍を有すること。 外国人の申込み者及び同居者は、永住許可または中長期在留資格を有していること。
6	次の条件に該当する、連帯保証人をたてられること。 連帯保証人の条件 ①国内に居住している方 ②現在公営住宅に入居及び入居予定でない方 ③現在他の県営住宅入居者の保証人になっていない方 ④前年の所得金額が124万8千円を超える方 若しくは 該当する方の単独名義の前年度固定資産税を5万円以上適正に納付している方 〈外国籍の方が保証人になる場合、永住許可を受けている方に限ります。〉 ▶家賃等債務保証業者について 詳細は公社窓口でご確認下さい。 ○相当な努力を払っても連帯保証人を立てることができない場合は、家賃等債務保証業者（山梨県と協定を締結した業者に限る）との間で締結した、「入居しようとする県営住宅の家賃の支払等に係る債務の保証に係る契約書」を、契約書類提出期日までに提出することにより、連帯保証人を立てる必要がなくなります。
7	外国籍の方は、身元引受人が2名たてられること。（内1名は連帯保証人兼務可能）
8	地方税を滞納していないこと。
9	暴力団員でないこと。（同居しようとする親族を含む）

- ・現在**婚約中**で「婚約承諾書」を提出できる方もお申し込みできます。ただし、入居契約時までには新しい戸籍謄本又は婚姻受理証明書を提出していただくことになります。
- ・離婚協議中の申込みについては、公社までお問い合わせ下さい。

4 認定月額 の 計算方法

認定月額 = { 世帯所得合計額 - 控除額 (イロハニホヘトチ) 合計額 } ÷ 12

○世帯所得合計額とは、契約者及び同居者それぞれの前年の所得額の合計額です。

所得金額とは、給与所得者の場合、源泉徴収票の「支払い額」ではなく「給与所得控除後の金額」です。

ただし、R6年1月2日以降に転職、就職、開業された場合は前年の所得ではなく、転職、就職、開業してからの1年間の実績又は、見込み所得からの計算となります。

ご不明な場合、他の書類を揃える前に事前に公社にてご確認下さい。

控除額一覧 ※市町村役場発行の所得課税証明書で次の控除を証明出来る場合に限る。

	公営住宅法上の控除内容 (ハ～チの対象者が複数いる場合は人数分控除)	控除額
イ	入居者又は同居者に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者がある場合	その者の所得額を控除 ただし、上限 10 万円
ロ	同居者(名義人本人は含みません。)	38 万円/人
ハ	別居している扶養親族 (別居扶養)	38 万円/人
ニ	老人控除対象配偶者または老人扶養親族	10 万円/人
ホ	特定扶養親族 (16 歳～23 歳未満)	25 万円/人
ヘ	名義人本人及び同居者のうちに、普通 (特別) 障害を有する者	27 万円/人(40 万円/人)
ト	名義人本人及び同居者のうちの寡婦(寡夫)	その者の所得額を控除 ただし、上限 27 万円
チ	名義人本人及び同居者のうちひとり親	その者の所得額を控除 ただし、上限 35 万円

※ハホヘトチは所得税法第2条の規定に該当する場合。

【認定月額が 158,000 円以下となる早見表】

★給与所得者が一人の場合に限る。

給与所得者が**一人の場合**、世帯人数ごとに R6 年中の年間総収入及び総所得金額が下記の金額の場合、認定月額が 158,000 円以下となります。

R6年1月2日以降に転職、就職、開業された場合は前年の所得ではなく、転職、就職、開業してからの1年間の実績又は、見込み所得からの計算となります。ご不明な場合、他の書類を揃える前に事前に公社にてご確認下さい。

世帯人数	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年間総収入 金額	2,968,000 円 未満	3,512,000 円 未満	3,996,000 円 未満	4,472,000 円 未満	4,948,000 円 未満
年間総所得 金額	1,996,000 円 以下	2,376,000 円 以下	2,756,000 円 以下	3,136,000 円 以下	3,516,000 円 以下

※年間総収入金額の欄は、入居予定者のうち、収入のある人が1人だけの場合の早見表です。

2人以上に収入がある場合や、障害者控除、特定扶養控除等を受けている場合は、公社にご確認下さい。

5 申込み可能な収入基準、住宅の家賃等

◇申込み可能な収入基準（『4 認定月額計算方法』により認定月額を算出して下さい）

- 一般世帯は、認定月額が 158,000 円以下（下記家賃表の認定月額区分①～④）の場合にご入居いただけます。
- 裁量階層世帯※1 は、認定月額が 214,000 円以下又は、259,000 円以下（下記家賃表の認定月額区分①～⑦）の場合にご入居いただけます。

※1【裁量階層世帯】

- ①同居者に 18 歳未満の方がいる世帯[子育て裁量] 259,000 円以下
 - ②同居者が配偶者等※のみであって、いずれかが 39 歳以下である世帯[若者夫婦等裁量] 259,000 円以下
 - ③入居者及び同居者のいずれもが 60 歳以上である世帯[高齢者裁量] 214,000 円以下
 - ④障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるものがある場合（身体障害 1 級～4 級、精神障害 1～2 級、知的障害 A～B1）[障害者裁量] 214,000 円以下
 - ⑤戦傷病者・原子爆弾被爆者・海外からの引揚者・ハンセン病療養所入所者等[その他裁量] 214,000 円以下
- ※配偶者には婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び、パートナーシップ宣誓制度による同性パートナーを含む。

◇住宅の家賃

認定月額に基づき、下の家賃表の①～⑦の認定月額の区分に応じた 7 段階のいずれかの家賃となります。

家賃表

単位：円

区分 タイプ	① 認定月額	② 認定月額	③ 認定月額	④ 認定月額	裁量階層 ⑤ 認定月額	裁量階層 ⑥ 認定月額	裁量階層 ⑦ 認定月額
		0 ～ 104,000	104,001 ～ 123,000	123,001 ～ 139,000	139,001 ～ 158,000	158,001 ～ 186,000	186,001 ～ 214,000
2DK	22,300 円	25,700 円	29,400 円	33,200 円	37,900 円	43,800 円	51,300 円
3DK	26,200 円	30,300 円	34,600 円	39,000 円	44,600 円	51,200 円	60,200 円

6 単身での申込みについて

単身入居可能住宅（1DK）の募集はありません。

7 優先入居対象住戸について

◇優先入居対象住戸とは、別表（P4 参照）に掲げる世帯が優先して入居できる住戸をいいます。

◇優先入居対象住戸については部屋番号が決定しております。

優先入居対象住戸 2DK 1戸（108号室） / 3DK 1戸（112号室）

注意：2DK、3DK 共 1 階の住戸となりますので、1 階を希望しない場合は、申込み時に優先住戸を希望しないで下さい。

◇優先入居対象住戸への申込者が募集戸数を超えた場合、抽選になります。

◇優先入居対象住戸の抽選に漏れた場合は、一般住戸の申込みにもまわることができます。ただし、一般住戸の申込みが多数の場合は、一般住戸申込者を含め抽選となります。

◇優先入居対象住戸落選者が一般住戸の申込みにもまわる場合の抽選順位は一般住戸申込者の次順となります。

(別表) 優先入居対象世帯一覧

優先入居対象世帯	定義
母(父)子世帯	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者
中国残留邦人等世帯	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第2条第1項に規定する中国残留邦人等で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
炭鉱離職者世帯	廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(昭和34年法律第199号)第8条第1項の規定による炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 雇用促進事業団が貸与する移転就職者用宿舎に現に入居している者 (2) 移転就職者用宿舎に入居したことがない者で、広域職業紹介活動にかかる公共職業安定所の紹介により就職し、かつ、当該就職後2年を経過していない者
障害者世帯	入居者又は同居する親族が次のいずれかに該当する者 (1) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症である者 (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる程度である者 ①身体障害者 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで障害者世帯 ②精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級から3級まで ③知的障害者 ②の精神障害の程度に相当する程度 (3) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成25年1月18日政令第5号)第1条中第1条別表に定める130のいずれかの疾病による障害の程度が、「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」である者
高齢者世帯	60歳以上の者で、同居する親族が次のいずれかに該当する者 (1) 配偶者 (2) 60歳以上の者 (3) 障害者世帯の該当者に準ずる者
高齢者同居世帯	60歳以上の高齢者とその親族で構成される世帯
生活保護世帯	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
大家族世帯	次のいずれかに該当するもの (1) 6人以上の親族で構成される者 (2) 18歳未満の児童が3人以上いる者
多子世帯	同居する親族に18歳未満の子が3人以上いる者
DV被害者世帯	入居者又は同居する親族が次のいずれかに該当する者 (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護若しくは同法第5条(同法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による女性自立支援施設における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項又は第10条の2(同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの (3) 女性相談支援センター(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項の女性相談支援センターをいう。)による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けている者その他これに準ずる者として知事が認める者 (これに準ずる者とは、配偶者暴力相談支援センター、市町村のDV被害者支援担当部署、DV被害者の支援を行っている民間支援団体において、配偶者からの暴力の被害を受けていることの確認若しくは配偶者からの暴力の被害を申し出たことの確認がされている者をいう。)
子育て世帯	同居者に18歳未満の者がいる世帯
犯罪被害者世帯	犯罪被害者基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、次のいずれかに該当する者 (1) 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者 (2) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪などが行われたために、当該住居に居住し続けることが困難となった者 イ 犯罪により住宅が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなった者 ロ 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者 ハ 犯罪により精神的な後遺症が生じ、医学的に居住することができなくなった者
若年夫婦世帯	同居者が配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)又は配偶者に準ずる者として知事が定める者のみであって、入居者又は配偶者等のいずれかが39歳以下の者である世帯

8 お申し込みから契約までの流れ

(1) 申込書類提出

入居資格を有する方は、申込書及び、別紙『提出書類案内（寿団地用）』に記載の、資格を有することを証明する書類を整え、公社窓口にご提出（持参）ください。（郵送不可）

(2) 申込書類受付期間等

申込受付期間：令和7年7月23日（水）から令和7年8月12日（火）までの間にご提出下さい。

提出場所	受付時間
山梨県住宅供給公社 甲府市丸の内2丁目14-13（ダイヤビル内1階） 連絡先：住宅管理課 055-237-1656	①平日（月～金） 9：00～17：15 （祝日を除く）
	②7月27日（日）・8月10日（日） 9：00～16：15

(3) 申込書類提出時の留意点

申込書類に未記入箇所、印漏れ、必要な書類に不足がある等の不備がある場合は、補正していただき不備がない状況となりましたら申込み完了となります。申込書受付期間内に申込みを完了して下さい。

(4) 申込書受付期間内に受付けた申込書類について、住宅供給公社・県で書類審査等を行います。

(5) 書類審査等の結果、入居資格があると判定した方のみに入居説明会の通知をお出しします。

(6) 入居資格があると判定した世帯数が募集戸数を上回る場合は入居説明会当日に公開抽選を行います。

(7) 公開抽選を行い、当選された方は、入居内定者となりますので、当日契約等の入居説明を受けていただきます。

入居説明会（公開抽選）令和7年8月23日（土） 午後1時30分より（予定）
場 所：寿団地自治会集会場

(8) 入居内定者には、入居決定通知書を後日送付いたしますが、入居申込みにおいて不正等が認められた場合には、入居決定が取り消しとなります。

(9) **入居（契約）予定日は令和7年10月1日（水）となります。**

契約するには、期日までに、連帯保証人との連署による賃貸借契約書及び、その他契約書類（公的証明書として本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書、連帯保証人の所得証明書、その他）をご提出いただく必要があります。また、敷金（家賃の3ヶ月分）を納付して頂く必要があります。

(10) 抽選で落選された場合の待機順位は、抽選結果の順位となります。

9 駐車場について

(1) A号館の駐車場は、計画的に整備を進めております。

(2) A号館の駐車場整備完成までの間は仮区画で契約を行っていただきます。

(3) **契約可能台数は1台のみとなり、使用料は月額1,900円となります。**

(4) 契約時には保証金（使用料の3ヶ月分）が必要となります。

(5) 契約を取り交わした場合、自動車保管場所として登録が可能となります。

(6) 駐車区画は、県及び公社が指定した区画となります。（身体障害等特別な事情がない限り入居後も区画の変更はできません。）

10 その他

(1) その他の費用

○**敷金**：家賃の3ヶ月分となります。契約前の期日まで納付していただく必要があります。いわゆる礼金は必要ありません。

○**共益費**：入居後、家賃の他に、団地内の共用の外灯・エレベーター電気・共用水道・受水槽・浄化槽・集会室維持等のための費用（共益費）をお支払いいただく必要があります。入居者の義務ですので必ずお支払い下さい。徴収、支払いは、団地住民で行っていただきます。金額、徴収方法、徴収日等、団地住民で取決められたルールに従ってお支払い下さい。

○**各種加入等**：各戸で使用する、電気、水道、ガス、電話、CATV等の契約手続きは、各個人で行っていただく必要があります。また、加入に掛かる費用、使用料は、個人負担となります。

○**管理人、役員**：管理人、その他の役員については、団地住民により定められた規則等により、選任されますので予めご承知おきください。

○**自治会**：県営住宅でのよりよい共同生活を実現するために、自治会の取り組みに参加協力していただきますようお願いいたします。

(2) 県営住宅でのくらしは共同生活です。みなさんが安心して暮らせるように心がけてください。特に、**次の事項は禁止行為となっております。**

- 鉄砲、刀剣類、爆発物などの危険物の製造・保管
- 大型の金庫などの重量の大きなものの搬入・備え付け
- 階段・廊下などの共用部分に私物を置くこと
- 楽器・テレビ・ステレオなどの音を異常に大きくすること
- 身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬など）を除く**犬、猫等の動物を飼育すること**
- 他人に部屋を又貸しすること
- 申込書に名前の記載の無い者を許可なく住まわせること
- 増・改築
- 樹木をむやみに伐採すること
- 営業行為など

なお、禁止行為等が発覚した場合で改善されない場合は、契約解除等の措置がとられることがあります。

(3) 入居後の家賃

○入居後の家賃は、原則、収入申告に基づき毎年度見直されます。

（世帯構成や就労状況の変更に応じて見直されることもあります）

○県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸するものであります。したがって、入居後、認定月額が収入基準を超えた場合、段階的に近傍同種（近隣民間住宅と同等の家賃）となり、**退去努力義務が生じます**。また、認定月額が（259,000円）を超えると認定された場合は、当該年度家賃が、近傍同種家賃（近隣民間住宅と同等の家賃）となります。さらに、収入基準を高額に（認定月額が313,000円）超えると認定された場合は、当該年度家賃が、近傍同種家賃（近隣民間住宅と同等の家賃）となり、かつ、退去義務が生じることとなります。

※収入申告の提出がない場合も近傍同種家賃となります。

※収入基準は法例や条例等の改正により変更されることがあります。

★ご不明な場合は、他の書類を揃える前に事前に公社にてご確認下さい。

団地位置図

県営住宅 寿団地 (A号館)
富士吉田市上暮地 1丁目 8



寿団地A号館 ブロック図

606 1DK	607 2DK	608 2DK	609 2DK	610 2DK	611 3DK	612 3DK
506 1DK	507 2DK	508 2DK	509 2DK	510 2DK	511 3DK	512 3DK
406 1DK	407 2DK	408 2DK	409 2DK	410 2DK	411 3DK	412 3DK
306 1DK	307 2DK	308 2DK	309 2DK	310 2DK	311 3DK	312 3DK
206 1DK	207 2DK	208 2DK	209 2DK	210 2DK	211 3DK	212 3DK
106 1DK	107 2DK	108 2DK 優先	109 2DK	110 2DK	111 3DK	112 3DK 優先

※この図は、北側正面から見た部屋番号です。

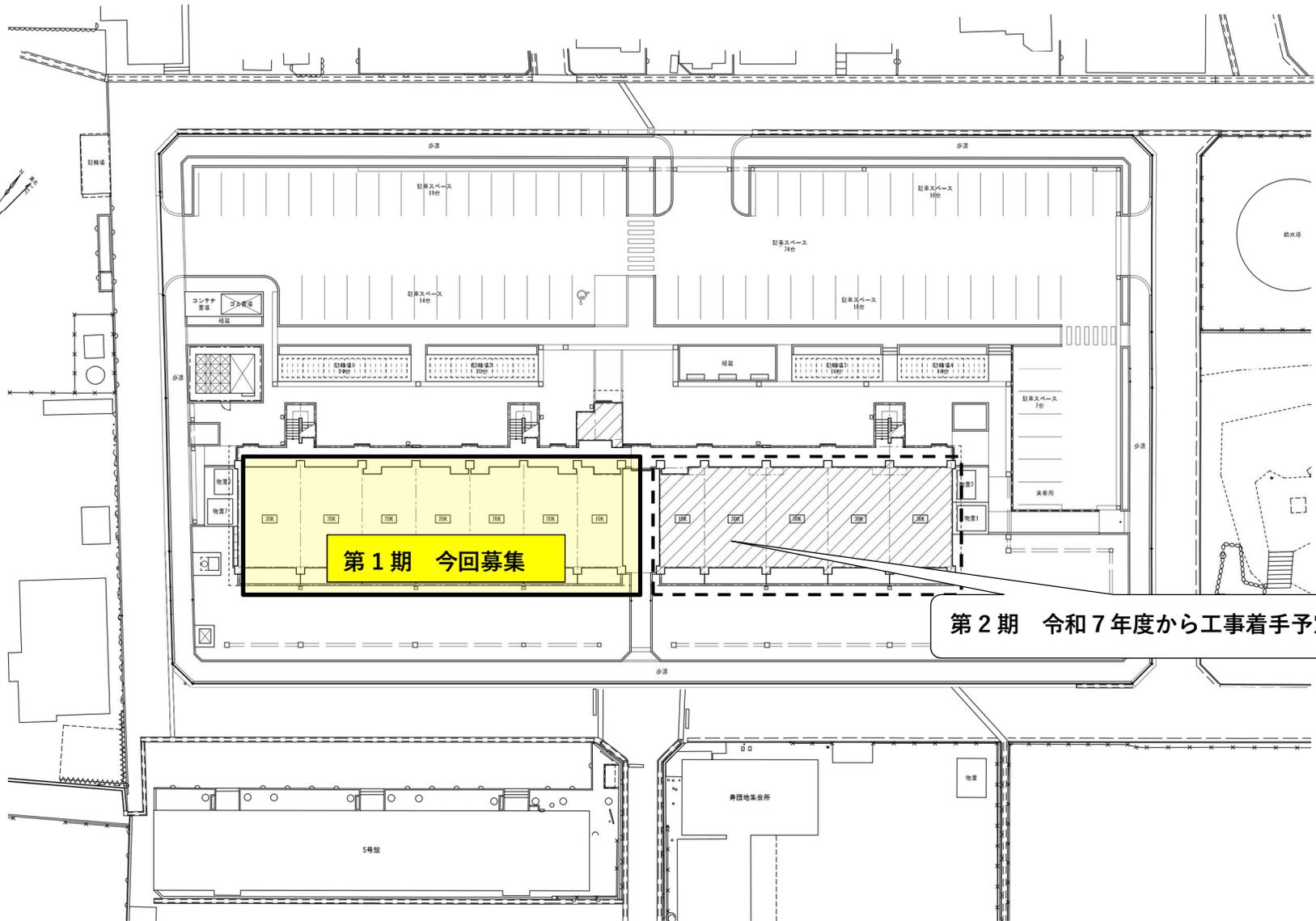
※  斜線の住戸は募集対象外となります。

優先 は優先入居対象住戸となります。

1DK (42.00㎡)
2DK (52.50㎡)
3DK (61.78㎡)

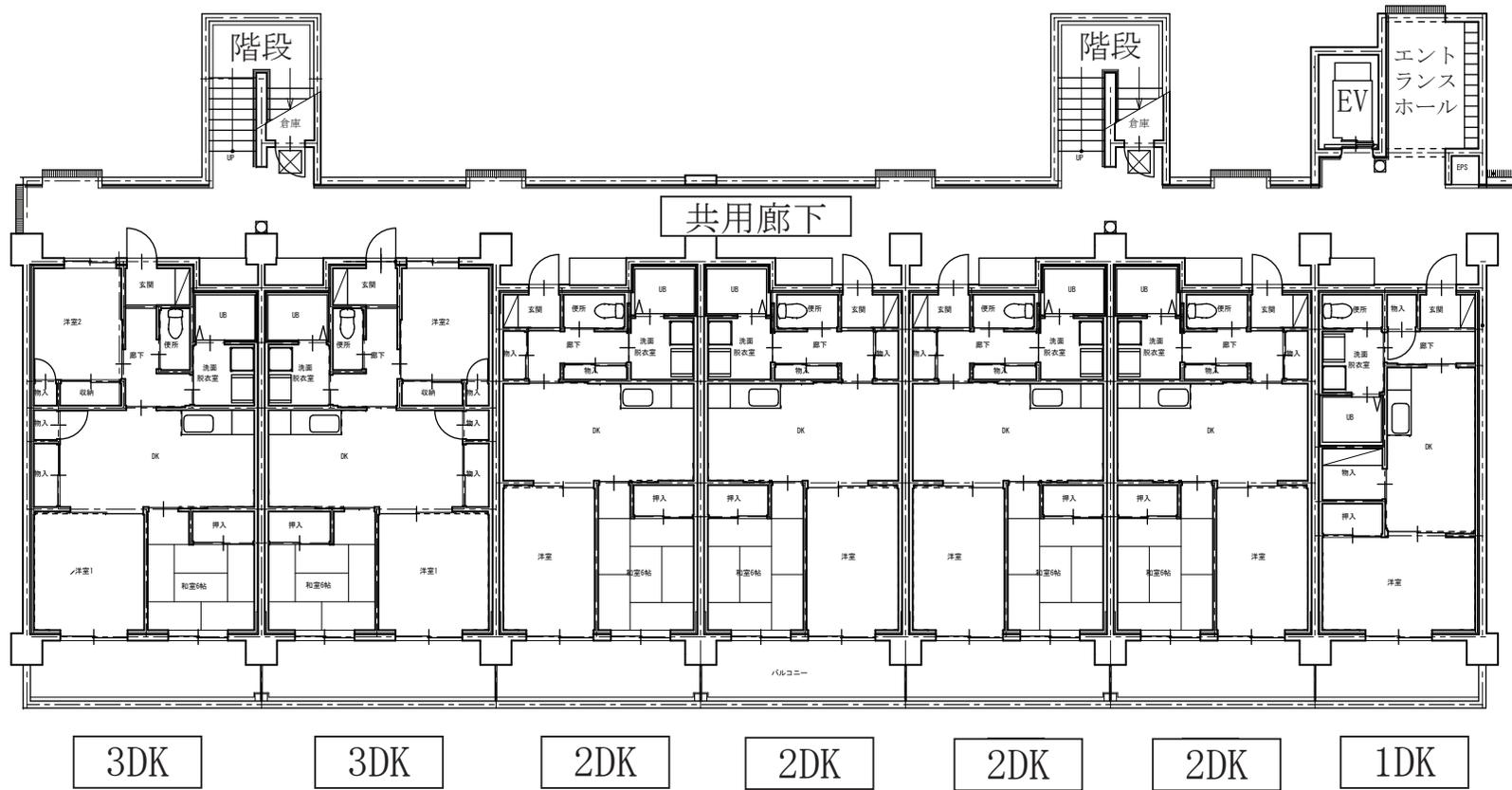
【新規募集住戸】

2DK 6戸 / 3DK 2戸 計8戸



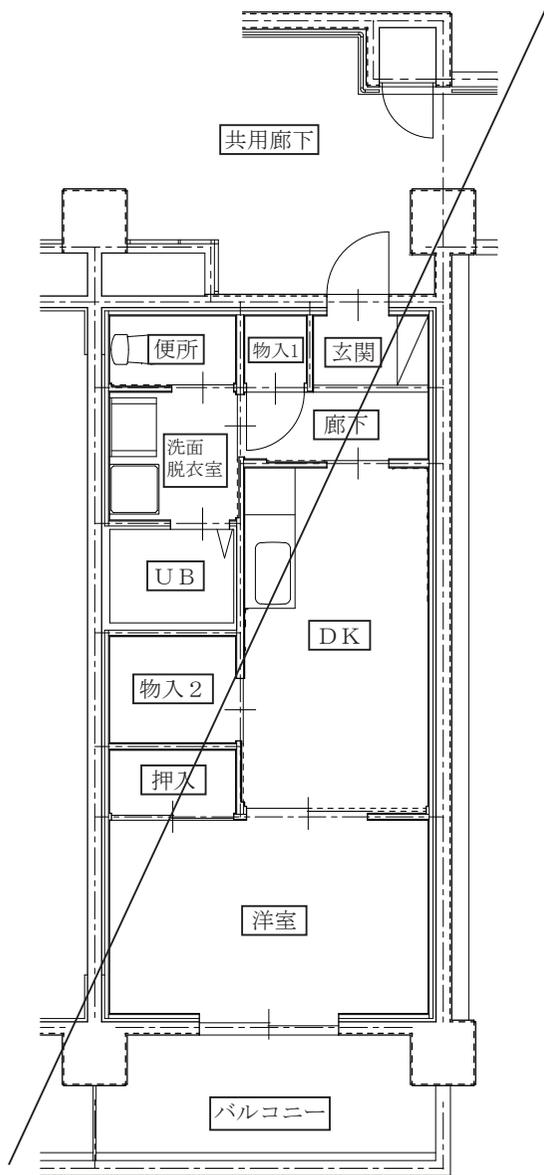
第1期 今回募集

第2期 令和7年度から工事着手予定

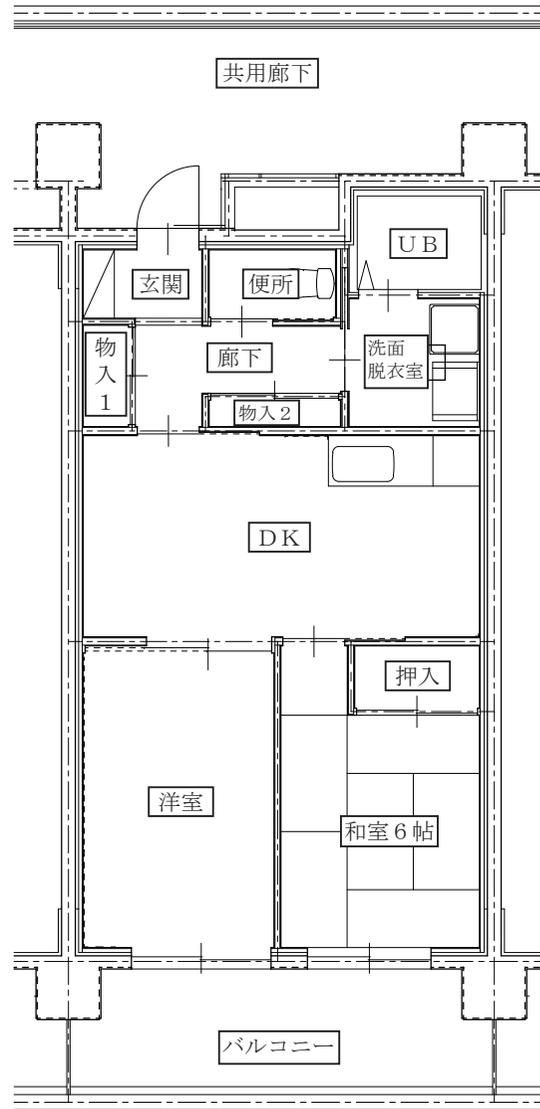


参考フロアー図

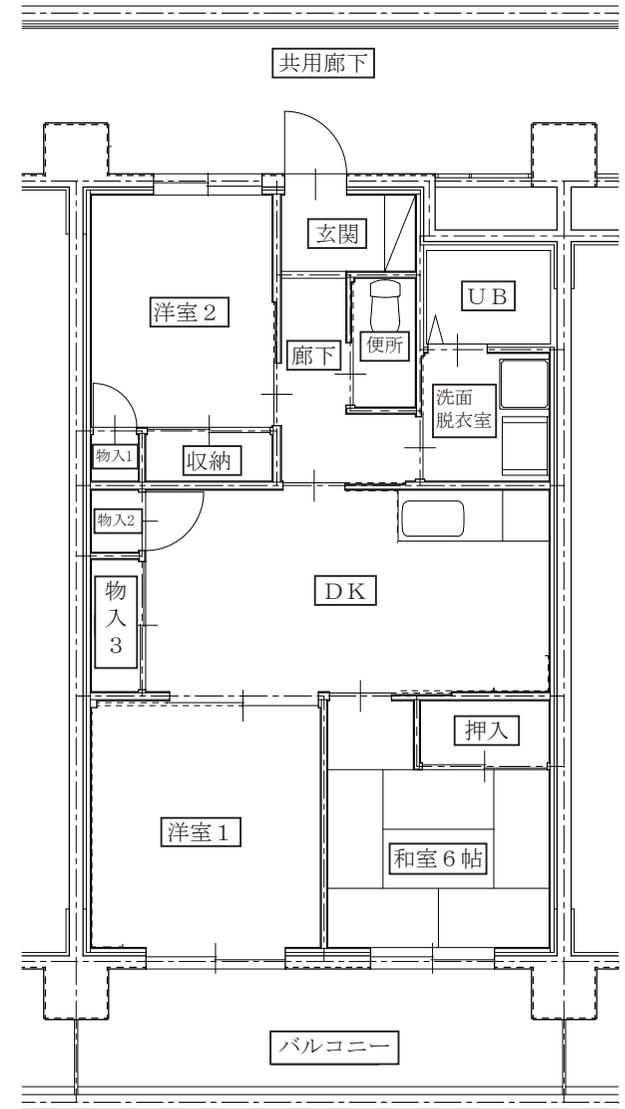
間取り図



1DK (募集住戸なし)



2DK



3DK

山梨県知事 殿

申込人氏名 印

次のとおり県営住宅に入居したいので、山梨県営住宅設置及び管理条例第8条第1項の規定により申し込みをします。

山梨県営住宅入居申込書

優先希望

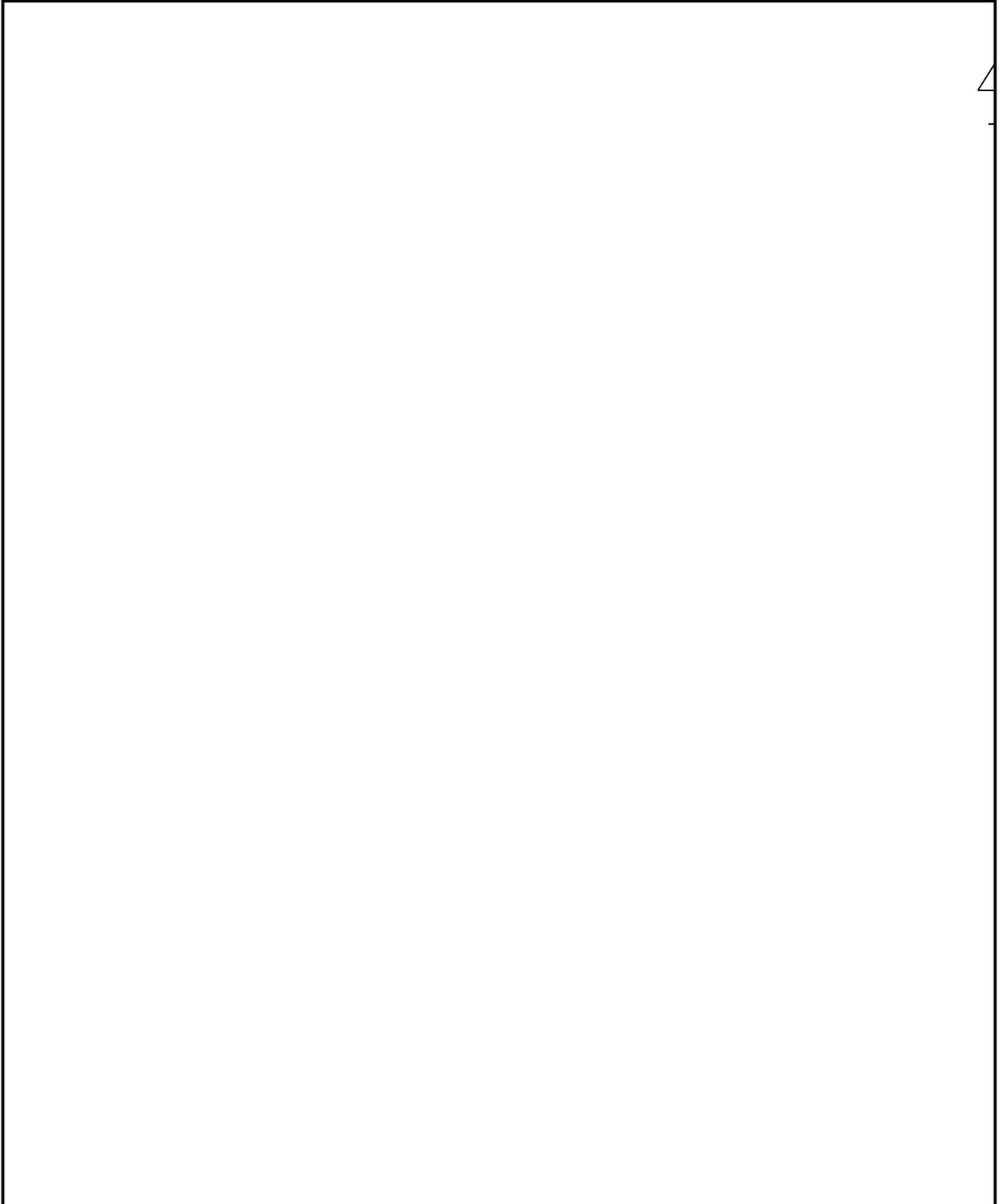
申込区分

寿団地

申 込 人	フリガナ氏名			年齢	生年月日	明大昭平 年 月 日		
	本籍地							
	現住所	〒 携帯電話(本人) 0 0 - - / 携帯電話(続柄) 0 0 - - 一般電話 ()						
勤務先	名称:			業務内容 地 位				
	〒 所在地:			通勤の 交通機関 (所要時間)				
入 居 す る 世 帯 構 成 員	フリガナ氏名	性別	続柄	生年月日	職業	前年の収入 総額()内 平均月収	特記事項	
	1		申込人	明大昭平令 年 月 日 才		(円 円)		
	2			明大昭平令 年 月 日 才		(円 円)		
	3			明大昭平令 年 月 日 才		(円 円)		
	4			明大昭平令 年 月 日 才		(円 円)		
	5			明大昭平令 年 月 日 才		(円 円)		
	6			明大昭平令 年 月 日 才		(円 円)		
	7			明大昭平令 年 月 日 才		(円 円)		
入居世帯員計 名			前年の総収入額合計 ()内平均月収		(円 円)			
※ 収入 分位	1・2・3・4		※最終審査結果		適・不			

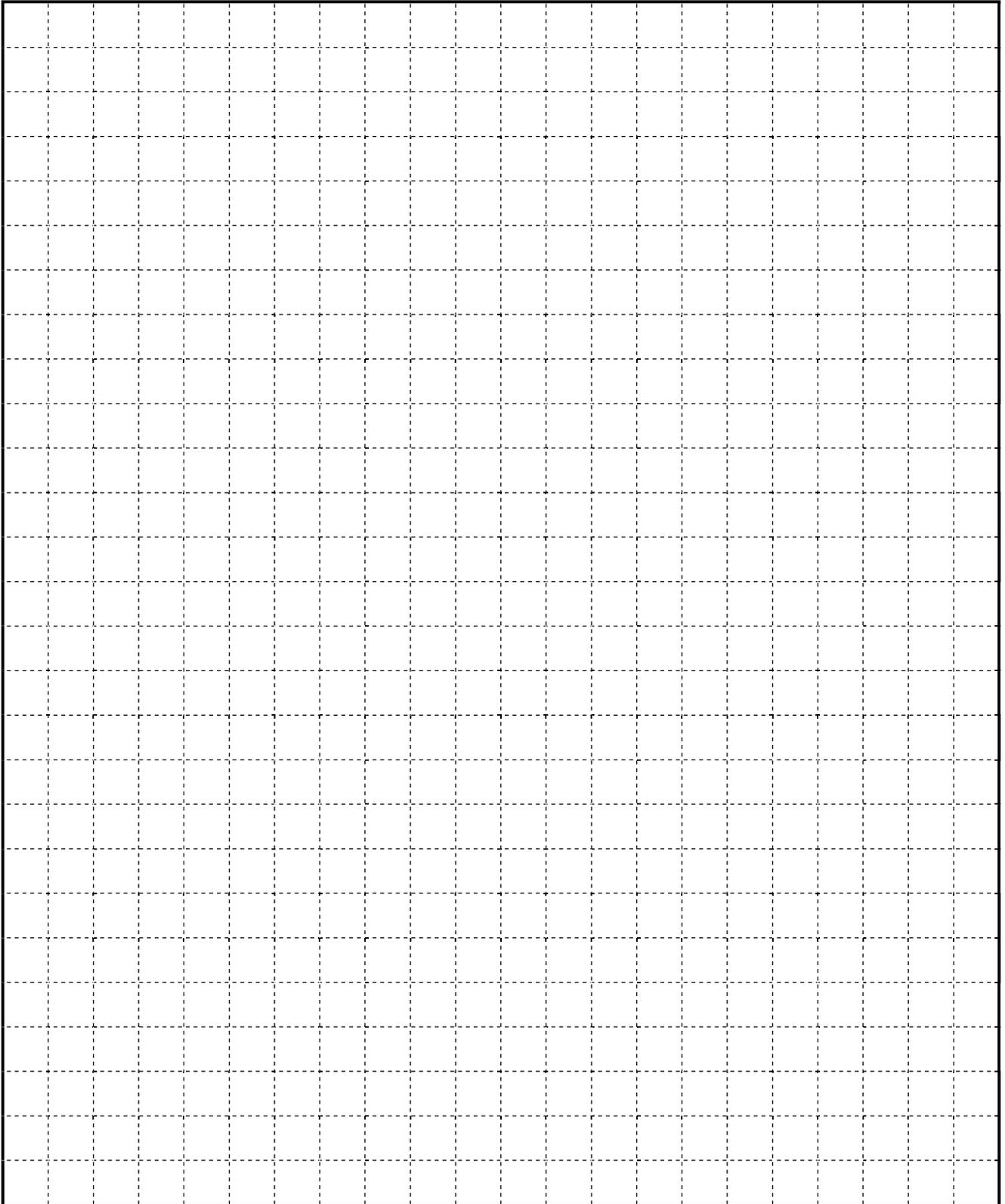
(この入居申込書の有効期限は1年間です。)

附 近 見 取 図
(現在の住まいの地図)



(注意) あなたの現住所附近の見取図をできるだけ詳しく、おもな目標物及び利用する交通機関(鉄道、電車、バス等)を忘れずに記入して下さい。

平 面 図
(現在の住まいの間取り図)



現在あなたの住んで居られる家の間取を上の方眼紙へ記入して下さい。(2目盛1帖です。)
間取り等で共用部分のある場合は赤色で囲んでください。

県営住宅入居申込用

給 与 証 明 書

本人
家族
連帯保証人

現住所 _____

氏 名 _____

全て勤務先によりご記入下さい。ご本人による記入の場合は、無効となります。

就職年月日	S・H・R	年 月 日	職名	控 除 額			差引
区 分	支 給 区 分	支 給 総 額	社会保険料	所得税	その他	支 給 額	
給 与	最近の月収	年 月分	円	円	円	円	
	昨 年 の 年 収	年 分	円	※1月～5月の申込者又は、連帯保証人の場合に記入			
	見込みの年収	年 月 ～ 年 月	円	※中途採用、休業中等のお申込み、各種申請の場合 【課税対象支給額 12 か月分の合計+賞与の合計額】			
	見込みの年収の記入方法 ①就職後1年未満の場合は、就職した月（月の中途の場合は翌月）から1年間勤務した場合の合計支給予定額（見込み年収） ②就職後1年以上の場合は、就職した月（月の中途の場合は翌月）から12か月間の支給実績 ③産休・育児休暇等、休業中の場合は、復帰後1月～12月までの1年間勤務した場合の支払い予定年収（見込み年収）						

税法上の各種控除申告状況（控除区分を丸で囲んでください）（誰を扶養しているかご記入下さい。）

同居扶養控除	続柄	年齢	控除区分	別居扶養控除	続柄	年齢	控除区分
氏名		歳	一般・特扶 老扶・障害・特障	氏名		歳	一般・特扶 老扶・障害・特障
氏名		歳	一般・特扶 老扶・障害・特障	氏名		歳	一般・特扶 老扶・障害・特障
氏名		歳	一般・特扶 老扶・障害・特障	氏名		歳	一般・特扶 老扶・障害・特障
氏名		歳	一般・特扶 老扶・障害・特障	氏名		歳	一般・特扶 老扶・障害・特障

<input checked="" type="checkbox"/> 本人該当	<input type="checkbox"/> ひとり親	<input type="checkbox"/> 寡 婦	<input type="checkbox"/> 普通障害	<input type="checkbox"/> 特別障害
--	-------------------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

※対象項目にして下さい。 無記入欄には必ず斜線を引いて下さい。

昨年の年収を証明する場合は、前年中の源泉徴収表をここに貼って下さい。

上記の通りであることを証明します。

令和 年 月 日

住 所（所在地） _____ 電話 _____（ ）

氏 名（名 称） _____

代 表 者 氏 名 _____



新たに就職した方は、この書類と同時に、職場から受け取った給与明細書（写し）又は賃金台帳（写し）（就職後から最新のもの全て）もご提出下さい。

母子世帯
ひとり親控除申請有り
特定扶養申請有り
転職 月の途中で雇用

給 与 証 明 書

本人
家族
連帯保証人

現住所 甲府市丸の内 2 丁目 14-13

氏 名 山梨 花子

全て勤務先によりご記入下さい。ご本人による記入の場合は、無効となります。

給 与	区 分	支 給 区 分	支 給 総 額	控 除 額			差 引 支 給 額
				社会保険料	所得税	その他	
	最近の月収	令和 7 年 6 月分	215,000 円	27,841 円	2,720 円	5,000 円	179,439 円
	昨 年 の 年 収	令和 年分	円	※1月～5月の申込者又は、連帯保証人の場合に記入			
	見込みの年収	令和 6 年 11 月 ～令和 7 年 10 月	2,880,000 円	※課税対象支給予定額 12 か月分の合計 + 賞与の合計額 夏冬有り			
見込みの年収の記入方法							
①就職後 1 年未満の場合は、就職した月（月の中途の場合は翌月）から 1 年間勤務した場合の合計支給予定額（見込み年収）							
②就職後 1 年以上の場合は、就職した月（月の中途の場合は翌月）から 12 か月間の支給実績							
③産休・育児休暇等、休業中の場合は、復帰後 1 月～12 月までの 1 年間勤務した場合の支払い予定年収（見込み年収）							

税法上の各種控除申告状況（控除区分を丸で囲んでください）（誰を扶養しているかご記入下さい。）

同居扶養控除	続柄	年齢	控除区分	別居扶養控除	続柄	年齢	控除区分
氏名 山梨 太郎	子	19 歳	一般・特扶 老扶・障害・特障	氏名		歳	一般・特扶 老扶・障害・特障
氏名		歳	一般・特扶 老扶・障害・特障	氏名		歳	一般・特扶 老扶・障害・特障
氏名		歳	一般・特扶 老扶・障害・特障	氏名		歳	一般・特扶 老扶・障害・特障
氏名		歳	一般・特扶 老扶・障害・特障	氏名		歳	一般・特扶 老扶・障害・特障

本人該当 ひとり親 寡婦 普通障害 特別障害

※対象項目に☑して下さい。

無記入欄には必ず斜線を引いて下さい。

昨年の年収を証明する場合は、前年中の源泉徴収表をここに貼って下さい。

上記の通りであることを証明します。

令和 7 年 7 月 25 日

住 所（所在地） 甲府市丸の内 1-6-1 電話 055 (237) 1656
氏 名（名 称） 株山梨県
代 表 者 氏 名 代表取締役 山梨 太郎



新たに就職した方の場合、この書類と同時に、職場から受け取った給与明細書（写し）又は賃金台帳（写し）（就職後から最新のもの全て）もご提出下さい。

お申し込みに必要な書類

提出書類案内（寿団地用）

お申し込みに必要な書類（寿団地 A 号館新築住宅募集用） 1/2

提出書類（申込審査に必要な書類①～⑨）

※証明書類の発行日は、申込日の3か月以内とします。

① 山梨県営住宅入居申込書

② 現住所の付近見取図および現住宅の間取図

③ 保険証のコピー（入居予定者全員分） 障害者手帳をお持ちの場合は 障害者手帳（公社にてコピーを頂きます）

④ 所得を証明する書類（16歳以上で収入がある方全員分）・・・次の①～⑤のいずれか

① 令和6年1月1日から現在の勤務先に勤めている、給与所得者の方

令和7年度 所得・課税 証明書 ・ 市 町 村 等役所が発行

② 令和6年1月2日から現在までの間に就職、または転職した方・・・次の1と2の両方

1 給与証明書（公社指定用紙に、転職した月から12ヶ月分の見込みの年収を勤務先が証明したもの）

2 賃金台帳(写)（転職月から申込月までの全月分（ボーナス含む）（勤務先が発行したもの））

③ 産休・育児休暇等により休業中の方又は、令和6年1月2日から現在までの間に休業中だった方

復職後1年間勤務した場合の支払い予定年収（見込み年収）・・・次の1と2の両方

1 給与証明書（公社指定用紙に、復職した月から12ヶ月分の見込みの年収を勤務先が証明したもの）

2 賃金台帳(写)（復職月から申込月までの全月分（ボーナス含む）（勤務先が発行したもの））

④ 年金収入の方

令和7年度 所得・課税 証明書 ・ 市 町 村 等役所が発行

⑤ 個人事業者の方・・・次の1又は、1と2の両方

1. 令和7年度 所得・課税 証明書 ・ 市 町 村 等役所が発行

2. 前年1月2日以降事業を開始した方は、次の①②をご提出下さい。（1ヶ月以上の実績が必要）

① 事業収支明細書（指定の用紙） ② 開業届の控え（税務署等に提出したもの）

⑥ 無職の方・・・次の1と、2のいずれか（1と2の両方）

1. 令和7年度 所得・課税 証明書

2. ●生活保護を受給されている場合 生活保護受給資格証明書 ・ 市 町 村 等役所が発行

●退職した場合 次のいずれか提出

退職証明書 又は 離職票 又は 雇用保険受給者資格票(公共職業安定所発行) 又は

健康保険資格喪失連絡票(社会保険事務所発行) 又は 厚生保険資格喪失連絡票(社会保険事務所発行)

●これから退職される場合 → 退職予定証明書 ※入居契約までに退職証明書の提出が必要となります。

⑦ 16歳以上の学生 → 在学証明書 提出

⑧ 上記のいずれにも該当しない方 → 令和7年度 所得・課税 証明書 ・ 市 町 村 等役所が発行

⑤ 住民票(世帯全員証明) ・ 市 町 村 等役所が発行

外国籍の方は 在留カード（入居予定者全員分コピー）

・本籍、続柄、筆頭者等記載事項は全て記載して下さい。
・マイナンバーは記載しないこと。
・婚約中の方は、双方の住民票を提出して下さい。

⑥ 単身及び母子・父子での申込の場合（同居者に離婚後再婚していない方がいる場合共）

戸籍謄本 ・ 市 町 村 等役所が発行（未婚、離婚、死別等で現在配偶者がいないことを確認）

※外国籍の方（いずれも翻訳を添付のこと）

未婚の方は、独身証明書又は未婚無配偶者の公証書又は大使館(領事館)の証明書

離婚の場合、離婚の注記が記載されている婚姻証明書又は離婚後無配偶者の公証書又は大使館(領事館)の証明書

⑦ 婚約中での申込みの場合 → 婚約承諾書 離婚協議中での申込みの場合 → 申立書（公社指定用紙）

※婚約の場合は、入居契約までに入籍し（離婚協議中の場合離婚し）、新戸籍謄本の提出が必要となります。

お申し込みに必要な書類（寿団地 A 号館新築住宅募集用） 2/2

⑧ 地方税に滞納がないことを証明する書類・・・次の①②共（個人事業者は①②③）

① 市町村税※の 完納証明書 又は 未納がない証明書・・・**市****町****村**等役所が発行

※1 東京都 23 区のみ特別区民税含む ※2 市が徴収する都道府県民税含む。

② 県税納税証明書（未納のない旨の証明書）（18 才以上の全ての方分必要となります）

※都道府県税納税証明書（未納がない証明書又は、滞納がない証明書）含む

① 山梨県庁税務課分室（県庁北別館 4 階 055-223-1386）

又は、下記のどこでも取得することができます。

② 総合県税事務所（東八代合同庁舎内）055-261-9111 / ③ 中北地域県民センター（北巨摩合同庁舎内）0551-23-3070 / ④ 峡東地域県民センター（東山梨合同庁舎内）0553-20-2704 / ⑤ 峡南地域県民センター（南巨摩合同庁舎内）0556-22-8165 / ⑥ 富士東部地域県民センター（南都留合同庁舎）0554-45-7839

【交付窓口へ行く前に・・・取得時の注意点】

・ 交付手数料は **山梨県収入証紙（1 名分 400 円）** でお支払いとなります。

銀行等金融機関で人数分の収入証紙を事前に購入してから、

交付窓口に行ってください。

金融機関 



※県外に住民登録がある場合は、住民登録地の都道府県の税務課にお問い合わせ下さい。 ×人数分
※公的扶助（生活保護）を受けている方は、直近の [生活保護受給証明書] を提示することにより
交付手数料が免除されます。

※代理人が交付を受ける方法は、各交付窓口事前に お問い合わせ下さい。

③ 個人事業者の場合は、 地方消費税に係る納税証明書（その 3）・・・（税務署が発行したもの）

⑨ その他の提出書類

● 他人名義の戸建て住宅にお住いの場合、持家でない証明として、 賃貸借契約書、 建物の登記事項証明書又は、**固定資産税通知書等**により建物所有者が分かる書類をご提出いただく必要があります。

● 市区町村等の耐震診断の結果、古く、保安上危険な住宅と診断された住宅で、改修工事が困難な住宅にお住いの場合、**証明書類**として 耐震診断書をご提出下さい。

● ご事情により持家を手放さなければならない場合

◇ 一般売却により持家を売りに出している場合

媒介契約書（写し）をご提出いただくことにより、お申込みが可能となります。ただし、買主が決定するまでご契約は出来ません。（契約日前に **売買契約書（写し）** のご提出が必要となります。）なお、買主が決定した時点で、条件に該当する空家がある場合の入居日は、公社規定の入居日となります。また、買主が決定しても条件に該当する空家が無い場合、待機していただくこととなります。

◇ 差押の場合、以下によりお申込み及びご契約が可能となります。

○ 強制競売の場合 競売開始決定通知の提出

○ 任意売却により持家を売りに出している場合 競売開始決定通知及び 媒介契約書の提出

● 持ち家取壊しの場合、以下によりお申込み及びご契約が可能となります。

○ 申込書類として 解体業者との契約書の提出 ○ 契約後期日までに 閉鎖登記事項証明書の提出

● 配偶者暴力防止法に定める暴力を受けた方（DV 被害者）で保護後の自立支援のために県営住宅の入居を希望される場合 申込書類として 女性相談支援センター発行の「一時保護証明書」 知事が認める発行機関が交付する「公営住宅の入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」

● 単身障害者世帯及び契約者が障害者の母子（父子）世帯の場合 医師の診断書

● パートナーシップ宣誓制度による同性パートナーの場合 パートナーシップ宣誓制度宣誓書受領書の写し

● 里子が同居する場合 児童相談所が発行する措置決定通知書の写し

● その他申込み内容により上記以外の書類を提出していただくこともあります。

申込時には印鑑をご持参下さい

(資料) その他施設、設備

浄化槽団地一覧
福祉村団地
白根団地
豊団地
若草下今井団地
上井尻団地
粟生野団地
下部団地
南部南光平団地
富沢団地
葦崎団地
葦崎穂坂団地
白州団地
寿団地
新屋団地
小倉山団地
蒼竜峡団地
権現原団地
熊井戸団地
河口湖団地
河口湖小立団地
富浜団地
石動団地

給湯器付き団地一覧		団地	号館
貢川団地	33号館	富士見団地	A号館
	34号館	三珠団地	1号館
	35号館	鯉沢北部団地	3号館
	36号館	富沢団地	1号館
玉川団地	A号館		2号館
玉川団地 16-101,102	16号館	若尾団地	1号館
玉川団地 17-103,104	17号館	岩下団地	
玉川団地 18-101,102	18号館		1号館
玉川団地 26-128	26号館	葦崎穂坂団地	2号館
常永団地	2号館		3号館
	5号館	高根南団地	2号館
山王団地	1号館		3号館
	7号館		1号館
白根団地		双葉響が丘団地	2号館
八田団地	3号館		3号館
楡形小笠原団地	1号館		4号館
	2号館	寿団地	A号館
	3号館		1号館
若草下今井団地	1号館	河口湖小立団地	2号館
	2号館		3号館
東山梨団地	3号館	蒼竜峡団地	2号館
塩山熊野団地	1号館	谷村団地	
	2号館	大月団地	
東山梨ぬくもり団地	A号館		
	B号館		
	C号館		
勝沼下岩崎団地	1号館		
	2号館		
	3号館		
御坂団地	3号館		

－ 災害に備え、防災意識を高めるために －

自然災害がいつ起きても対応できるように、市町村が指定する避難場所、避難経路など、お住まいになる地域の防災情報について、各市町村に確認しておきましょう。

また、市町村や自治会が実施する防災訓練に積極的に参加し、日頃から防災についての知識を深めたり、実際に行動する準備をしましょう。

「土砂災害等の恐れのある地域」や「洪水時の浸水の恐れのある地域」に指定された次の団地については、特に心がけましょう。

※【土砂災害警戒区域】、【河川はんらん時の浸水域】等についての詳しい内容については、お住まいになる各市町村にご確認ください。

【土砂災害警戒区域】

団地名	区域	団地名	区域
粟生野団地	敷地の全て	田野倉団地	全号館及び敷地の一部
久那土団地	2, 3号館及び敷地の一部	石動団地	1号館及び敷地の一部
下部団地	全号館及び敷地の一部	大月団地	敷地の全て
身延団地	全号館及び敷地の一部	西桂団地	敷地の全て
身延第二団地	全号館及び敷地の一部	富沢団地	敷地の一部

【河川はんらん時の浸水域】

団地名	浸水深さ	団地名	浸水深さ
伊勢団地	0.5m～1m未満	六郷団地	5m以上
貢川団地	0.5m～5m未満	岩間平団地	2m～5m未満
和戸団地	1m～2m未満	中富団地	1m～2m未満
岩下団地	1m～2m未満	下田原団地	5m以上
玉川団地	0.5m～1m未満	南部南光平団地	2m～5m未満
田富団地	1m～2m未満	増穂団地	2m～5m未満
田富釜無団地	0.5m～1m未満	青柳団地	2m～5m未満
山王団地	2m～5m未満	青柳第二団地	2m～5m未満
東花輪団地	2m～5m未満	鰻沢団地	5m以上
大坪団地	2m～5m未満	鰻沢北部団地	2m～5m未満
富士見団地	2m～5m未満	富沢団地	5m以上
三珠団地	2m～5m未満		

今回 1DK がないため削除した箇所

3 申込みの資格

次の全ての要件を満たしている方のみお申し込みができます。

	要 件
1	申込時に国内に居住していること。
2	住宅に困窮していること（持ち家のない方・現在公営住宅に入居していない方等）
3	法令で定められた基準内の収入（収入基準）以内であること。 収入基準以内とは、認定月額が 158,000 円以下の世帯となります。 ただし、裁量階層世帯は認定月額が 214,000 円以下又は、259,000 円以下となります。 （認定月額の計算方法は、2 ページをご確認下さい）
4	世帯を構成していること （※1 単身の方も条件により 1DK に限り申込み可能） 1DK 空き無し
7	単身世帯 及び外国籍の方は、身元引受人が 2 名たてられること。
8	地方税を滞納していないこと。
9	暴力団員でないこと。（同居しようとする親族を含む）

~~※1 60 歳以上の方、身体等の障害 4 級以上の方、生活保護を受けている方は、1DK へのお申し込みが可能です。
山梨県外に住所を有する単身者（配偶者がいる者を除く。）（学校教育法第 1 条に規定する学校に在籍している学生を除く。ただし、契約までに卒業見込みがあり、契約時に卒業証明書の提出できる場合は可能。）で、かつ山梨県内に勤務場所がある方又は、就職が約された方若しくは、就労希望があり求職活動中の方に限り 1DK へのお申し込みが可能です。~~

6 単身での申込みについて

~~単身入居の条件に該当する方は、1DK のみお申し込みが可能です。~~